

建 技 第 7 6 2 号
出 総 第 2 3 6 号
令和 6 年 2 月 20 日

(一社) 岩手県建設産業団体連合会
会長 向井田 岳 様

岩手県県土整備部長
岩手県出納局長

前払金保証（契約保証）に係る保証期間変更に関する覚書の締結について
（通知）

日頃、本県の入札・契約制度に関する行政の推進につきまして格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、下記のとおり北海道建設業信用保証株式会社と覚書を締結しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員の皆様へも御周知くださるよう、お願いいたします。

記

1 覚書の内容

北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款第7条の2第1項及び第2項並びに特則の2第2条第1項第2号の規定に基づき工期の変更通知があった保証契約（前払金保証及び契約保証）について、北海道建設業信用保証株式会社東北支店が、原則として保証期間を変更した保証証書の発行を行わないことに同意するもの。

2 適用時期

令和6年4月1日以降に前払金保証（契約保証）に係る保証期間の変更を行うものから適用する。

担当 (県土整備部建設技術振興課) 久 慈 直通 TEL 019 (629) 5954 (出納局総務課) 引屋敷 直通 TEL 019 (629) 5058
--